明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一四）　一
〔告　示〕
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四九）　四
○平成二十九年総務省告示第四百二十二号の一部を訂正する件（同五〇）　五
○平成三十年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件（同五一）　六
○平成三十一年総務省告示第百三十号の一部を訂正する件（同五二）　七
○令和元年総務省告示第九十四号の一部を訂正する件（同五三）　八
○令和元年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件（同五四）　一〇
○令和元年総務省告示第二百六十七号の一部を訂正する件（同五五）　一〇
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五六）　一〇
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務四九）　二
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同五〇）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産四四三）　一六
○環境影響評価法の経過措置に係る書類であってその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを指定する件（環境二五）　一九
○道路に関する件
（関東地方整備局一〇一～一〇五）　二三
○道路に関する件（北海道開発局二八）　二三
〔官庁報告〕
官庁事項
指定確認検査機関に対する処分及び監督命令に係る公示（国土交通省）　三三
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（同）　三五
北海道開発局公示（北海道開発局）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
阪神高速道路株式会社都市計画事業、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○農林水産省令第十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月九日

農林水産大臣　江藤　拓

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項を次のように改める。

二　豚及びいのしし	第一　家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕 （家畜の所有者の責務） 1　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該管理者に実施させること。 （家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践） 2　飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 （飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底） 3　次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1)　従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2)　海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3)　海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4)　農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5)　可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6)　持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7)　猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8)　農場における防疫のための更衣 (9)　手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等